

原主者	改置道元等り一部改定するに律案 提東理由説明	大臣	主査	起案
月日	月日	月日	月日	月日
受第	第	政次官	神佐	受付課
号送受	号送受	奏事之官	主査	月第
月日	月日	同	主査	日号
月日	月日	同	主査	月日

33



厚生省設置法等の一部を改正する法律案提案理由説明

たゞいま議題となりました「厚生省設置法等の一部を改正する法律案」につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の附属機関であります未帰還調査部を縮小致しまして、これを本省の内部部局に編入致しますとともに、引揚援護局に現在置かれています次長二人のうち一人を減じ、この減じました次長一人を保健局に置くこととし、あわせて、本省の附属機関であります國立予防衛生研究所及び國立衛生試験所の所掌事務について、所長の調整を行いますことをその内容としているものであります。

先ず第一の改正点であります未帰還調査部について申し上げますと、御承知のように引揚援護業務の推移に伴いまして、引揚援護局関係の職員は、昭和三十一年度におきましても、引き続き縮減されることとなつておりますが、反面、現在なお調査研究を要する未帰還者は六万数千名にのぼつてゐる実情でありますので、未帰還調査部は、今後なお相当長期間にわたりまして複雑かつ多量の業務を繼續して処理しなければならないものと考えられます。従いまして、次第に縮減される人員をもつて、これらの業務のより能率的、効果的な処理、運営を致しますためには本省の附属機関から内部部局たる引揚援護局未帰還調査部に改組致することが適当でありますのでこれを行わんとするものであります。

改正の第二点は、保健局に新たに次長を設けようとすることがあります。御承知のとおり保健局は、一面において中央行政機関として健康保険、国民健康保険、厚生年金保険その他各種社会保険の制度について企画しその総合的整備を図ることをその所掌事務と致しておりますが、他面政府管掌の健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び厚生年金保険の各事業について保険者として実際の業務を処理する任務を荷つてゐるのであります。而して、近時、医療保障を中心とする社会保険の充実強化を要望する声が特に高く、政府におきましても昭和三十五年を目途として全国民に医療保険を普及

させる決意を固めておりますので、社会保険の整備につきましてはこの局を中心として格段の積極的施策を講ずることが要求されております。然るに、他方、この局においてその業務の運営に当つておりまする健康保険及び船員保険の事業は累増する赤字のため甚しい財政難に襲われております。一度運営を誤りますときは医療保険の一大支柱をなしておりますので、そのものを破綻させる危険を免れんでいるのであります。かかる条件の下におきまして、内、その管掌する社会保険諸事務の運営に万全を期しつつ、ほか、国民皆保険を目指して医療保険の一大飛躍を図りますためには差当りの対策として局長を助けつつこの困難なる業務の一半を分担処理する次長の設置を不可欠とする次第であります。而して、これに伴い新たに次長一人を増員致しますことが諸般の情勢上許されませんので、比較的に事務量の減少してまいりました引揚援護局次長二人のうち一人を減じ、これを保健局に新たに設けられる次長に充当しようとするものであります。

改正の第三点は、国立予防衛生研究所と国立衛生試験所についてであります。これらの附属機関におきまして医薬品等の検査、検定に不可欠な標準品を製造することができる根拠規定を明確にしようとするものであります。

以上が、この法律案を提出致しました理由であります。

何とぞ慎重に御審議のうえ、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

- 厚生省設置法の一部を改正する法律案要綱
- 一 厚生省の附屬機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組すること。
  - 二 引揚援護局の次長二人を一人とし、保険局に次長一人を置くこと。
  - 三 附属機関である国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所の所掌事務を整理すること。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を

次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

医務局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条の二に次の二項を加える。

未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会

未帰還調査部

」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「稀で、」を「まれであるか、又は一に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二甲「公衆衛生局」環境衛生部」を「公衆衛生局」引揚援護局」未帰還調査部」に改める。

環境衛生部

未帰還調査部

裏面白紙

33/

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則

裏面白紙

理由

未帰還者の調査究明の事務の能率的運営を図るため厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組するとともに、厚生省の次長制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎厚生省設置法（抄）

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第六条 本省に、大臣官房及び左の七局を置く。

- 1 公衆衛生局  
2 医務局  
3 藥務局  
4 社会局  
5 児童局  
6 保険局  
7 引揚援護局

大臣官房に統計調査部及び国立公園部を、公衆衛生局に環境衛生部を置く。

（特別な職）

- 第七条 医務局に次長一人、引揚援護局に次長二人を置く。  
2 次長は、局長を助け、局務を整理する。  
（引揚援護局の事務）  
第十四条の二 引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。  
1 内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を行うこと。  
2 内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を行うこと。  
3 引揚者の引揚先における更正補導を行うこと。  
4 戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。  
5 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。  
6 旧軍人軍属の復員手続に関すること。  
7 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

八 前二号に掲げるものの外、旧陸海軍の殘務の整理に関するこ  
と。

## 第二節 附屬機関

### (附屬機關)

第十五条 第二十九条に規定するものの外、本省に左の附屬機関を  
置く。

- 人口問題研究所
- 県立公衆衛生院
- 国立精神衛生研究所
- 国立栄養研究所
- 国立予防衛生研究所
- 検疫所
- 国立病院
- 国立療養所
- 病院管理研修所
- 国立らい研究所
- 国立衛生試験所
- 国立身障者更生指導所
- 国立光明寮
- 国立保育所
- 国立教導院
- 社会保険審査会
- 未然巡回部
- (國立予防衛生研究所)

第十九条 國立予防衛生研究所は、伝染病その他の特定疾病及び食  
品衛生に關し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。  
一 症原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行  
うこと。  
二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質、消  
毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査、検定及び試験的製造

を行うこと。

三、ベストワクチンその他使用されることが稀で、その製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。

四、食品衛生に關し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。

五、その他予防衛生に關し、科学的調査研究を行うこと。

六、予防衛生に關する試験研究の総合調整を行うこと。

4 3 3

国立予防衛生研究所は、東京都に置く。

国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名稱、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立衛生試験所)

第二十四条 国立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。ただし、第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。

(国立衛生試験所)

一、國家検定を要する医薬品等の試験及び検査を行うこと。

二、輸出品取締法に基き輸出する医薬品、生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。一、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

三、国内消費用医薬品、生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。一、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

四、消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の試験及び検査、生物学的検査を行うこと。

五、薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

六、医薬品等の試験的製造を行うこと。

七、その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

4 3 2  
4 3 2

国立衛生試験所は、東京都に置く。

国立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

厚生大臣は、国立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に国立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位

置及び内部組織は、厚生省令で定める。

（社会保険審査会）

第二十七条の二 社会保険審査会に関しては、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の定めるところによる。

（未帰還調査部）

第二十八条 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

◎国家行政組織法(抄)

第二十四条 当分の間、第七条第一項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第二上欄に掲げる府又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。

第二十条の規定は、前項の規定により部又は局を置く場合に、準用する。

別表第二

府又は省の官房又は局	一部
大臣官房	統計調査部
公衆衛生局	国立公園部
	環境衛生部

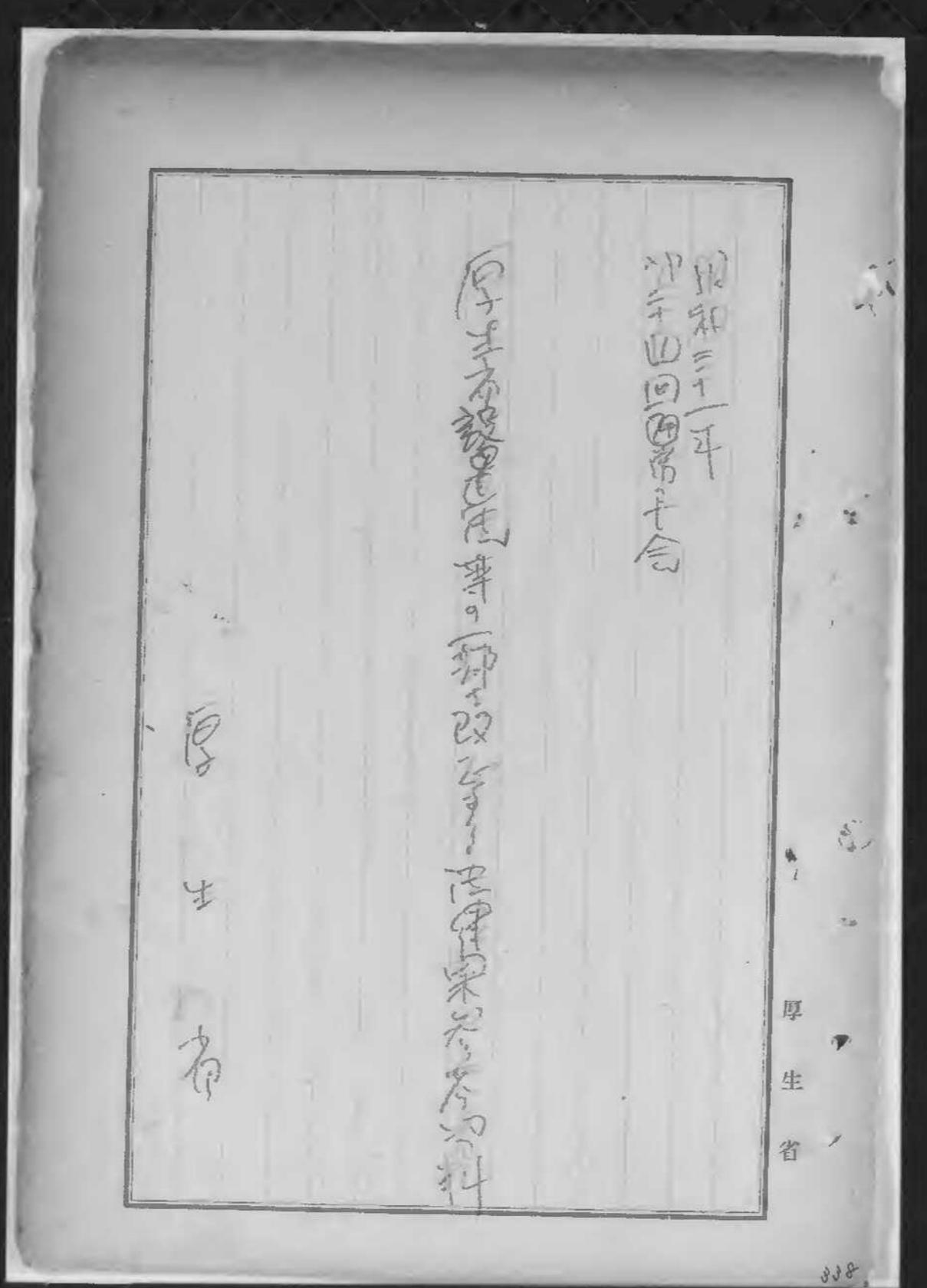
裏面白紙

厚生省

和三一平  
中華回國三十念

原主亦設造風華。即改年號。因采石。

卷之三



厚生省設置法(一部改正)法律案参考資料

日 次

資料一 法律案提案理由説明

資料二 法律案要綱

資料三 法律案

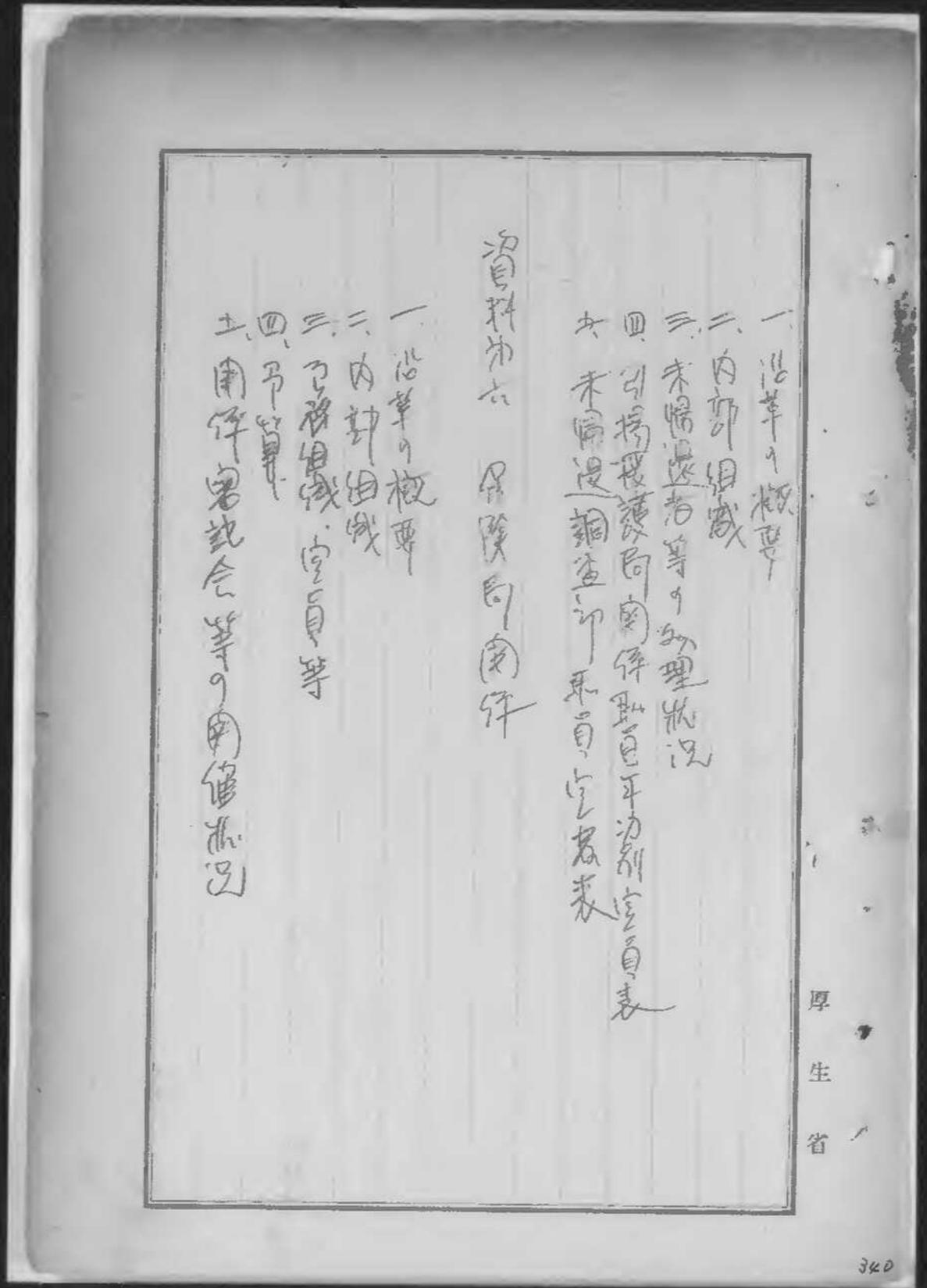
資料四 新旧条文对照表

資料五 未帰還調査部用件

一沿革ノ概要  
二内訌組織  
三未陽遺者等ノ生理狀況  
四引揚被護局内併點目平沙別官員表  
木原漫録宣印東昌官吏名表

資料第古 保険局用件

一沿革ノ概要  
二内訌組織  
三已故組織官員等  
四、予算  
五、用件審査会等ノ用件並びに



資料第7

平成元年1月1日付

厚生省

一、沿革、概要

二、内閣総理

三、標準化の意義等

資料第8 平成元年2月1日付

一、沿革、概要

二、内閣総理

三、標準化の意義等

四、現行規格の標準化の種類等

五、適用範囲、試験方法、検定等

裏面白紙

資料第一 法律案提案理由説明

裏面白紙

資料二 法律案要綱

340

裏面白紙

資料三 法律案

裏面白紙

資料第4  
新旧条文对照表

資料未立 未帰還調査部実件

15

346

裏面白紙

資料  
火災  
保險局  
函件

21

347

裏面白紙

資料文庫  
千葉市防衛研究即興作

資料第八  
十五紅毛錢  
附  
肉仔



厚生省設置法等の一節を改正する  
法律案提案理由説明

たゞいま趣題となりました「厚生省設置法等の一節を改正する法律案」につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の附設機関であります未病巡回調査部を縮小致しまして、これを本省の内部組織に編入致しますとともに、引揚接待課に現在置かれています次長二人のうち一人を廃じ、この廃しました次長一人を休眠期に廻すこととし、あわせて、本省の附設機関であります國立予防衛生研究所及び國立衛生試験所の所管事務について、所長の調査を行いますことをその内容としているものであります。

先ず第一の改正点であります未病巡回調査部について申し上げますと、御承知のように引揚接待委員会の趣旨に併いまして、引揚接待局關係の職員は、昭和三十一年度におきましても、引き続き縮減されることとなつておりますが、以圖、現在なお調査実績を残する未病巡回者は六万數千名にのぼつてゐる実情でありますので、未病巡回部は、今後なお相当長期にわたりまして復難かつ多量の業務を処理して処理しなければならないものと考えられます。従いまして、次第に縮減される人員をもつて、これらの業務のより能率的、効果的な処理、適當を致しますためには本省の附設機関から内部組織たる引揚接待局未病巡回部に改組致することが適当でありますのでこれを行わんとするものであります。

改正の第二点は、保健局に新たに次長を設けようとするごとであります。御承知のとおり保健局は、一箇において中央行政機関として健診保険、国民健康保険、厚生年金保険その他各社会保険の制度について企劃し、その総合的整備を図ることをその所掌事務と致しておりますが、他四政府省掌の健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び厚生年金保険の各事務について保険者として実際の業務を処理する仕務を負つてゐるのであります。而して、近時、医療体験を中心とする社会保険の充実強化を要望する声が特に高く、政府におきましても昭和三十五年を目途として全國民に医療保険を普及

させる決意を固めておりますので、社会保険の整備につきましてはこの局を中心として施設の積極的施策を講ずることが要來であります。然るに、他方、この局においてその業務の進展に当つておりまする健康保険及び船員保険の參與は累増する赤字のため甚しい財政難に陥られておりまして、一度適當を誤りますとまことに医療保険の一大支柱をなしておりますこれらの職員そのものを飯喰せる危機を免もはらんでいるものであります。かかる条件の下におきまして、内、その實參する社会保険業務の適當に万全を期しつつ、ほか、國比皆体験を経て医療保険の一大基礎を固りますためにには運営よりの実質として職員を助けつつこの困難なる業務の一歩を分担処理する次第の設置を不可欠とする次第であります。尚して、これに伴い新たに次第一人を増員致しますことが職務の情勢上計されませんので、比較的に年齢の減少してまいりました引揚後職場次長二人のうち一人を減じ、これを保險局に新たに置けられる次長に充當しようとするものであります。

改正の第三項は、國立予防衛生研究所と國立衛生試験所についてありますが、これらの組織認可におきまして医療試験の検査、検定に不可欠な標準化を実達することができる根拠規定を明確にしようとするものであります。

以上が、この法律案を提出致しました理由であります。

何とぞ慎重に御審議のうえ、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

- 厚生省設置法<sup>等</sup>の一部を改正する法律案要綱
- 一 厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組すること。
  - 二 引揚援護局の次長二人を一人とし、保険局に次長一人を置くこと。
  - 三 附屬機関である国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所の所掌事務を整理すること。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

医務局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。第十四条の二に次の二項を加える。

2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を(殺虫剤並びに)に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「稀で、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗生物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一公衆衛生局 境境衛生部」を「一公衆衛生局 境境衛生部」に改める。  
一 境境衛生部 一  
一 未帰還調査部 一

裏面白紙

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

理由

未帰還者の調査究明の事務の能率的運営を図るため厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組するとともに、厚生省の次長制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生省設置法(一部改正)法律案

昭和二年六月八日奉文  
改定版

② 厚生省設置法一抄一皆付照表

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第六条 本省に、大臣官房及び左の七局を置く。

公衆衛生局  
医務局  
薬務局  
社会局  
児童局  
保険局  
引揚援護局

大臣官房に統計調査部及び国立公園部を、公衆衛生局に環境衛生科を置く。  
引揚援護局に未開遠調査部を置く。

(特別な職)

医務局、保険局又は引揚援護局に、専ら次の一員を置く。

第七条 医務局に次長一人、引揚援護局に次長二人を置く。

2

次長は、局長を助け、局務を整理する。

(引揚援護局の事務)

第十四条の二 引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

一 内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を行うこと。

2

内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を行うこと。

3 引揚者の引揚先における更正補導を行うこと。

4 戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。

5 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

6 旧軍人軍属の復員手続に関すること。

7 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死

亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

八 前二号に掲げるものの外、旧陸海軍の殘務の整理に関するこ  
朱印。立調查期はる頃やモ高弟33年終とづかさどる。

第二節 附屬機關

一 附屬機關一

第十五条 第二十九条に規定するものの外、本省に左の附屬機関を置く。

- 人口問題研究所  
国立公衆衛生院  
国立精神衛生研究所  
国立栄養研究所  
国立予防衛生研究所  
検疫所  
国立病院  
国立療養所  
病院管理修繕所

国立らい研究所  
国立衛生試験所

国立身体障害者更生指導所

国立光明寮

社会保険審査会

未燃還調査部

（国立予防衛生研究所一）

第十九条 国立予防衛生研究所は、伝染病その他の特定疾病及び食品衛生に關し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。  
一 病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行うこと。  
二 予防、治療及び診断に關する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査、検定及び試験的製造

及ぶその製剤

行うこと。  
生物医学的検査及ら検定に必要な標準品の製造

三 ベストワクチンその他使用されることが稀で、その製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。

四 食品衛生に關し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。

五 その他予防衛生に關し、科学的調査研究を行うこと。

六 予防衛生に関する試験研究の総合調整を行うこと。

国立予防衛生研究所は、東京都に置く。

国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立衛生試験所)

第二十四条 国立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。ただし、第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。

一 國家検定を要する医薬品等の試験及び検査を行うこと。  
二 輸出品取締法に基き輸出する医薬品、生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。  
三 国内消費用医薬品、生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。  
四 用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

五 楽用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。  
六 医薬品等の試験的製造を行うこと。

七 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。  
國立衛生試験所は、東京都に置く。  
國立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。  
厚生大臣は、國立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に國立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位

置及び内部組織は、厚生省令で定める。

（社会保険審査会）

第二十七条の二　社会保険審査会に関しては、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の定めるところによる。

（未帰還調査部）

第二十八条　未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2、未帰還調査部は、千葉県に置く。

3、未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

↑ 天端還調査部の機構変遷概見表

昭和三十一年二月  
庫生省未帰遠調査部

年月日	名 称	根 拠 法 令	所 掌	事 务
29・4・1	未帰還調査部 <small>(厚生省)</small>	昭和二九年法律 第一二九号	引揚援護厅 復員局 留守業務部	未帰還調査部 <small>(厚生省)</small>
23・6・1	昭和二三年政令 第一一二四号	引揚援護厅設置令	引揚援護厅 復員局 留守業務部	引揚援護厅 復員局 留守業務部
21・6・15	昭和二一年内閣 告示第一一七号	昭和二一年内閣 告示第一一七号	留守業務局 <small>(復員厅 地方官署)</small>	留守業務局 <small>(復員厅 地方官署)</small>
20・12・1	昭和二〇年勅令 第六七六号	昭和二一年勅令 第三一五号	第一復員官署官制	第一復員官署官制
			留守業務部 <small>(第 一部 内 部 部 局)</small>	留守業務部 <small>(第 二 部 内 部 部 局)</small>
				一復員大臣の指定する地域の陸軍 部隊に属する軍人及び軍属の身上に 關する書類の整理及び保存これ等の者 の身上異動の通報並にこれ等の者の 家族等に対する奉給その他給与
				の留守宅度に關すること。

運動及び娛樂に関することをつかさどる。

(医務課)

第一百二十二条 医務課においては、児童の治療教育、診療及び保健衛生に関するこども

つかさどる。

(教護事業職員養成所)

第一百二十二条 国立教護院に教護事業職員養成所を附置する。

2 国立教護院附属教護事業職員養成所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	位
國立教護院附属教護事業職員養成所	埼玉県北足立郡大門村

第十五節 教護所

二、内部組織(所長) 第一百二十二条 年度内省令(昭和二年)、同年度組成規程(昭一抄)

第一項第一款 訓育所長、所長名置下。

所長は、厚生大臣の指揮監督を受けて所務を掌理する。

第十六節 未歸還調査部

(部長)

第一百二十四条 未歸還調査部に、部長を置く。

2 部長は、厚生大臣の指揮監督を受けて、部務を掌理する。

(内 部 機 間)  
第百二十五条　未歸還調査部に、左の七課をおく。

底務課

第一課

第二課

第三課

第四課

第五課

第六課

第七課

第八課

第九課

第十課

第十一課

第十二課

第十三課

第十四課

第十五課

第十六課

第十七課

第十八課

十九 不

18

(底務課)  
第百二十大条　底務課においては、職員の人事、公印の管掌、文書、会計、物品、營繕、統計、部務の企画及び調整、資料の整理及び伝達、明の遺骨(留出)等の處理に関する

ニどその他部の事務で他課の主管に属しないものをつかさどる。

(第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課)

第百二十七条　第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課においては、未歸還

者等の状況調査及び死亡処理に関する事務をつかさどる。

ス　前項の各課は、左の表の区分により、そぞろ、同表の下欄にかかげる署について

周囲の業務をつかさどるものとする。

名 称	区 分
第一課	一 旧某一方面軍へ旧第三軍を除く。に屬しないもの 二 兩号の部隊に關係のある者
第二課	一 旧第三方面軍及び旧第四軍に屬していた者 二 前号の各部隊に關係のある者
第三課	三 第一号の各部隊に關係の大きさハソ連地城内收容所に抑留された者 一 旧第三軍、旧第五方面軍、旧第七方面軍、旧支那森林軍及び旧東北軍 通轄部隊（第四課の主管に屬するものと除く。）に屬してゐた者 二 前号の各部隊に關係のある者
第四課	一 ソ連地域及び中央地域以外の地域の地上部隊に属してゐた者 二 旧陸軍航空部隊及び旧陸軍砲兵部隊に属してゐた者 三 前二号の各部隊に關係のある者
第五課	一 終戦後ソ連地域に移送された者（第二課の主管に屬するものと除く。） 二 終戦後中央地域及び北鮮地域に残苗させられた者のうち主として旧軍人 軍属
第六課	旧軍人届以内の者へ第一課、第二課、第三課、第四課及び第五課の主管 に屬するものと除く。)

二、個々未帰還者等の処理状況  
(1) 未帰還者等の調査実績

年 度 分	年間の調査、死亡処理等の実績		
	未 帰 還 者 数	新 た に 把 握 し た 数	帰 還 数
二五	八五六六八	一七一八	六七二八
二六	七二五八三	九九八	一六八一
二七	六五〇六五	九六四	一三八九
二八	五七九七九	八九八	五四〇七
二九	七七四六三	三六一	二五一六
(三〇)	七〇九五二	二〇〇〇	二四〇〇
			九四〇〇
備考			

(1) 昭和二五年度から昭和二八年度までの分は、旧引揚援護局が主管した旧陸海軍人のみについてのものである。

(2) 昭和二九年度以降の分は、外務省から移管を受けた一般邦人の分をも含んだものである。

(昭和三十一年一〇月一日現在)

資料別	地域別	ソ連地域	中共地域	北鮮地域	計
昭和二十年以降生存して いた資料のある者	一〇〇三五	三〇〇七四	二一六七	四六二七六	
生死の資料のない者	九七	五五八三	二五〇	五九三〇	
昭和二十年以降死亡し た資料のある者	二〇四五	九九八一	一千六十一	一千六十一	
計	一一一七七	四五六三八	三〇〇八	六〇八二三	

## 引揚機護局内保職員年次別定数表

厚生省

年 次 別	区 分	定 数		
		昭和二十九年度	昭和三十年度	昭和三一年度
一	六	一	二	三
二	二	一	一	一
三	一	一	一	一
四	一	一	一	一
五	一	一	一	一
六	一	一	一	一
七	一	一	一	一
八	一	一	一	一
九	一	一	一	一
十	一	一	一	一
十一	一	一	一	一
十二	一	一	一	一
十三	一	一	一	一
十四	一	一	一	一
十五	一	一	一	一
十六	一	一	一	一
十七	一	一	一	一
十八	一	一	一	一
十九	一	一	一	一
二十	一	一	一	一
二十一	一	一	一	一
二十二	一	一	一	一
二十三	一	一	一	一
二十四	一	一	一	一
二十五	一	一	一	一
二十六	一	一	一	一
二十七	一	一	一	一
二十八	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一
三十	一	一	一	一
三十一	一	一	一	一
三十二	一	一	一	一
三十三	一	一	一	一
三十四	一	一	一	一
三十五	一	一	一	一
三十六	一	一	一	一
三十七	一	一	一	一
三十八	一	一	一	一
三十九	一	一	一	一
四十	一	一	一	一
四十一	一	一	一	一
四十二	一	一	一	一
四十三	一	一	一	一
四十四	一	一	一	一
四十五	一	一	一	一
四十六	一	一	一	一
四十七	一	一	一	一
四十八	一	一	一	一
四十九	一	一	一	一
五十	一	一	一	一
五十一	一	一	一	一
五十二	一	一	一	一
五十三	一	一	一	一
五十四	一	一	一	一
五十五	一	一	一	一
五十六	一	一	一	一
五十七	一	一	一	一
五十八	一	一	一	一
五十九	一	一	一	一
六十	一	一	一	一
六十一	一	一	一	一
六十二	一	一	一	一
六十三	一	一	一	一
六十四	一	一	一	一
六十五	一	一	一	一
六十六	一	一	一	一
六十七	一	一	一	一
六十八	一	一	一	一
六十九	一	一	一	一
七十	一	一	一	一
七十一	一	一	一	一
七十二	一	一	一	一
七十三	一	一	一	一
七十四	一	一	一	一
七十五	一	一	一	一
七十六	一	一	一	一
七十七	一	一	一	一
七十八	一	一	一	一
七十九	一	一	一	一
八十	一	一	一	一
八十一	一	一	一	一
八十二	一	一	一	一
八十三	一	一	一	一
八十四	一	一	一	一
八十五	一	一	一	一
八十六	一	一	一	一
八十七	一	一	一	一
八十八	一	一	一	一
八十九	一	一	一	一
九十	一	一	一	一
九十一	一	一	一	一
九十二	一	一	一	一
九十三	一	一	一	一
九十四	一	一	一	一
九十五	一	一	一	一
九十六	一	一	一	一
九十七	一	一	一	一
九十八	一	一	一	一
九十九	一	一	一	一
一百	一	一	一	一
一百零一	一	一	一	一
一百零二	一	一	一	一
一百零三	一	一	一	一
一百零四	一	一	一	一
一百零五	一	一	一	一
一百零六	一	一	一	一
一百零七	一	一	一	一
一百零八	一	一	一	一
一百零九	一	一	一	一
一百一十	一	一	一	一
一百一十一	一	一	一	一
一百一十二	一	一	一	一
一百一十三	一	一	一	一
一百一十四	一	一	一	一
一百一十五	一	一	一	一
一百一十六	一	一	一	一
一百一十七	一	一	一	一
一百一十八	一	一	一	一
一百一十九	一	一	一	一
一百二十	一	一	一	一
一百二十一	一	一	一	一
一百二十二	一	一	一	一
一百二十三	一	一	一	一
一百二十四	一	一	一	一
一百二十五	一	一	一	一
一百二十六	一	一	一	一
一百二十七	一	一	一	一
一百二十八	一	一	一	一
一百二十九	一	一	一	一
一百三十	一	一	一	一
一百三十一	一	一	一	一
一百三十二	一	一	一	一
一百三十三	一	一	一	一
一百三十四	一	一	一	一
一百三十五	一	一	一	一
一百三十六	一	一	一	一
一百三十七	一	一	一	一
一百三十八	一	一	一	一
一百三十九	一	一	一	一
一百四十	一	一	一	一
一百四十一	一	一	一	一
一百四十二	一	一	一	一
一百四十三	一	一	一	一
一百四十四	一	一	一	一
一百四十五	一	一	一	一
一百四十六	一	一	一	一
一百四十七	一	一	一	一
一百四十八	一	一	一	一
一百四十九	一	一	一	一
一百五十	一	一	一	一
一百五十一	一	一	一	一
一百五十二	一	一	一	一
一百五十三	一	一	一	一
一百五十四	一	一	一	一
一百五十五	一	一	一	一
一百五十六	一	一	一	一
一百五十七	一	一	一	一
一百五十八	一	一	一	一
一百五十九	一	一	一	一
一百六十	一	一	一	一
一百六十一	一	一	一	一
一百六十二	一	一	一	一
一百六十三	一	一	一	一
一百六十四	一	一	一	一
一百六十五	一	一	一	一
一百六十六	一	一	一	一
一百六十七	一	一	一	一
一百六十八	一	一	一	一
一百六十九	一	一	一	一
一百七十	一	一	一	一
一百七十一	一	一	一	一
一百七十二	一	一	一	一
一百七十三	一	一	一	一
一百七十四	一	一	一	一
一百七十五	一	一	一	一
一百七十六	一	一	一	一
一百七十七	一	一	一	一
一百七十八	一	一	一	一
一百七十九	一	一	一	一
一百八十	一	一	一	一
一百八十一	一	一	一	一
一百八十二	一	一	一	一
一百八十三	一	一	一	一
一百八十四	一	一	一	一
一百八十五	一	一	一	一
一百八十六	一	一	一	一
一百八十七	一	一	一	一
一百八十八	一	一	一	一
一百八十九	一	一	一	一
一百九十	一	一	一	一
一百九十一	一	一	一	一
一百九十二	一	一	一	一
一百九十三	一	一	一	一
一百九十四	一	一	一	一
一百九十五	一	一	一	一
一百九十六	一	一	一	一
一百九十七	一	一	一	一
一百九十八	一	一	一	一
一百九十九	一	一	一	一
二百	一	一	一	一

## 未帰還調査部職員定数表

## 保険局の沿革の概要

大正十一年に健康保険制度の実施準備に当り、  
内務・行政及び社会事業行政の掌管統一を図るため、  
内務省社会局官制が改められ、二の種行政は内務省  
社会局の所掌となり、同時に、一、健康保険に関する  
事務は社会局第一部（健康保険課）に移管された。

大正十三年に健康保険法開催法令が成りたれ、  
社会局は健康保険部が設けられた。

大正十三年に臨時健康保険部は化り、社会局第一部  
は社会局健康保険課が設けられた。

大正十四年に健康保険課は社会局第一部に移  
管された。次下

大正十五年には健康保険制度の実施段階に入り、  
社会局に保険部が設けられた。その後組織、変遷は

管理課及び医療課が配置され、又、保険部大阪生  
張所設置である。

昭和十四年には分課規程が改正され、保険部は規画

課、監査課、經理課、医療課の四課となる。

昭和十三年に厚生省<sup>新</sup>設立され、内務省所管の社会  
保険行政は厚生省に移管され、厚生省外局として

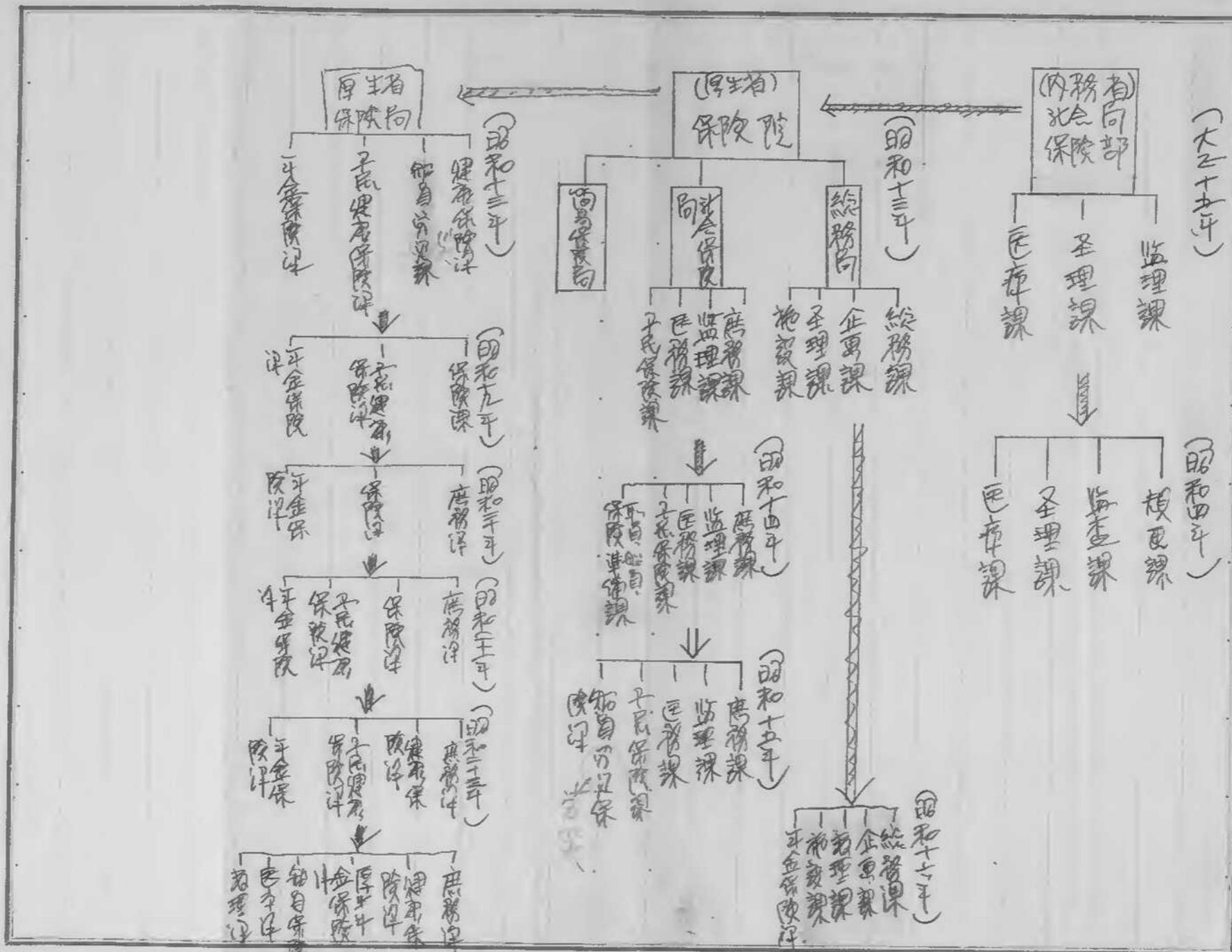
保険院設けられ、保険院には公務局、社会保険

局及び簡易保険局が置かれ、公務局には公務課  
企画課、經理課、施設課の四課、社会保険局に

庄稼課、医療課、公民保険課（昭和十三年二月民

健康保険制立さる）の四課が置かれる。

昭和十四年に取扱健康保険法及び船員保険法  
の制定に伴い、社会保険局に取扱健康保険事務課



- 二、乳児、幼児等の保育に専する事。
- 三、保育所、母子寮及びこれらの職員の養成施設の設備及び運営に関する培養と普及  
び助成を行うこと。
- 四、保育所及び母子寮の職員の指導及び養成訓練を行うこと。
- 五、保母の養成授業及び保母試験に関する事。
- (母子衛生課)
- 第四十九条 母子衛生課においては、左の事務をつかさどる。
- 一、妊娠婦、乳児及び幼児の保健指導に関する事。
- 二、妊娠婦、乳児及び幼児に特有な疾患の予防及び栄養の改善に関する事。
- 三、虚弱児の健廻の向上に関する事。
- 四、身体障害児の養育に関する事。
- 五、助産施設、乳児院、虚弱児施設、身体不自由児施設及びこれらの職員の養成施設  
の設備及び運営に関する指導監督及び助成を行うこと。
- 六、助産施設、乳児院、虚弱児施設及び身体不自由児施設の職員の指導及び養成訓練  
カリキュラムや市町村調査に関する事。
- (保険局の分課)

第五十条 健保課に、五の七課を置く。

底務課

国民健康保険課

厚生年金保険課

被員保険課

医療課

数理課

(底務課)

第五十一条 病務課においては、左の事務をつかさどる。

一 社会保険制度の調整を図ること。

二 厚生保険特別会計の予算、決算及び会計に関する事。

三 社会保険開保私員の教養訓練に関する事。

四 社会保険審査官及び社会保険審査会に関する事。

五 社会保険審議会に関する事。

六 前各号に掲げるもの之外、局の事務で地課の主管に属しないもの

(健康保険課)

第五十二条 健康保険課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 政府の管掌する健康保険事業を行うこと。
- 二 健康保健組合及び健康保険組合連合会に対する指導監督及び助成を行うこと。
- 三 日雇労働者健康保険事業を行うこと。
- 四 健康保険及び日雇労働者健康保険の診療施設及び保険施設に関する事項（医療技術に関するもの）を除く。
- 五 社会保険診療報酬支払基金の指導監督に關すること。
- 六 國家公務員共済組合との連絡を行うこと。
- 七 厚生保険特別会計の健保勘定及び日雇健康勘定に關すること。  
（国民健康保険課）

## 第五十三条

- 国民健康保険課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 國民健康保険を行う市町村及び社團法人の國民健康保険事業に關する指導監督及び助成を行うこと。
- 二 國民健康保険組合及び國民健康保険團体連合会に対する指導監督及び助成を行うこと。
- 三 國民健康保険西建整備資金貸付法（昭和二十一年法律第百四十四号）の施行に關すること。

（厚生年金保険課）

## 第五十四条 厚生年金保険課においては、左の事務をつかさどる。

一 厚生年金保険事業を行うこと。

二 厚生保険特別会計の年金勘定に割すること。

(船員保険課)

第五十五課 船員保険課においては 三の事務をつかること。

一 船員保険事業を行うこと。

二 船員保険特別会計の予算、決算及び会計に当すること。

(医療課)

第五十六条 医療課においては 左の事務をつかること。

一 健康保険法(大正十一年法律第百七十号)、日雇労働者健康保険、三(昭和二十八年三月令ニ百七号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第百六十号)、船員保険法(昭和二十四年法律第百七十三号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の施行に關し、医療に関する監督を行うこと。

二 保険医、保険薬剤師その他社会保険事業の療養担当者に対する指導監督を行うこと。

三 保険医及び保険薬剤師の指定及び指定の取消に関すること。

四 中央社会保険医療協議会に關すること。

五 社会保険診療取扱支払基金の診療報酬請求書審査会委員に關すること。

六 各社会保险関係法規による医療に關し、関係団体との連絡を行うこと。

七 保険者の開設する診療施設及び保険施設の医療に關し、医療技術上の指導監督を行うこと。

(教理課)

第五十七条 教理課においては、左の事務をつかること。

一 健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険及び厚生年金保険に関する保険教理及び統計に關すること。

二 社会保険制度の調整のための統計教理的調査を行うこと。

第八章 引場機護局

(引場機護局の分課)

第五十八条 引場機護局に、次の十課を置く。

機護課

整理課

復員課

諭問課

引揚課

密查課

業務第一課

業務第二課

審査第二課

(總務課)

八八

第五十九条 諸事課によいよは、主の事務をつかさどる

一 引揚援護局の行政に關し、統合的企画及び調整を行うこと。

二 引揚援護局並びに未帰還調査部、歸屬地方引揚援護局、復員運送局、支那及び地

方復員部の職員並びに予算、決算及び会計に關する事務を統括すること。

三 海外戦没者の遺骨の收集等に關すること。

四 前三号に掲げるものの外、商の事務で他課の主管に屬しないもの

(引揚課)

第六十条 引揚課においては、左の事務をつかさどる。

一 引揚援護へ未帰還者等の状況調査を除く。)及び未帰還者等の家族等の援護に關し、

調査及び企画を行うこと。

二 内地以外の地域から内地に引き揚げた者(以下「引揚者」という。)の未急援護

に關すること。

三 内地から内地以外の地域に引き揚げる者(以下「送還者」という。)の未急援護

に關すること。

四 司場者の引揚先における共生補導に關すること。

五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の施行に關して總括

三 保險局の事務組織 定員等  
(1) 課別定員配置表

課名	保険局長	書記室	庶務課	健康保險課	厚生年金保險課
係名	人	人	人	人	人
事務官	技官	備	備	備	備
配置	定員	現地	現地	現地	現地
一五	一三	一九	二一	三	一五
六四	一五	一三	二七	一八	六四
七九	二八	三三	四八	一一	七九

(昭和  
三十一年一月六日)  
一は現地

合監數医 察理療 官計室課課	船員保險課	
教委資給会法庶業 理療格付計規務務 課課係係係係係係係係	台帳 務務械械化係	
九八六一六	一三	
二一〇三		
二一三一四四	田三	
三四四二	五六	
一七五三		

(参考)

(い)地方事務機構(各保險の理業事務等)

都道府県保險課 四六人

社会保險出張所 七八人

計

地方配置定員

事務官 二九八三名

技官 一〇七名

雇その他 三九六五名  
計 七〇五五名

附屬範囲

社会保険審議会

社会保険医療協議会

社会保険監査会

臨時医療保険審議会

保険局の予算 (単位十円)

(昭和三十年度)

(1) 厚生保険特別会計 歳入

健康勘定 五三二七八九一一〇

日雇勘定 二二二二三二八三

年金勘定 四五〇一九九二〇

業務勘定 二八三五六一四

小計 一〇三三五七九三〇

(2) 船員保険特別会計 四五九八二五八

四〇六七六五三

(3) 一般会計

社会保険基金庫貯金

四六六四五一五

健康保険組合補助金

四六〇四四四

国民健康保険助成金

二二二六二五〇三

小計

一〇三八七四九二

合計 一〇七九五六一九五

社会保険審議会等の開催状況

開催年月日	会議	主 要 議 題
三〇.一.一八	社会保険審議会	結核対策
一.二.二	社会保険制度審議会 結核対策特別小委員会	
一.三.五	社会保険審議会	
二.一.	"	



五 四 第二十四回社会保険審議会

1. 機関保険(日雇労働者健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法)の一部改正案
2. 政府基準健康保険の保険料率の引上

五 七 ナニシ町、  
臨時医療保険審議会(委員会)

医療保険に関する諸問題

五 九 社会保険制度審議会(委員会)

結核予防法の一部改正法案、その他

五一〇 社会保険審議会(委員会)

結核予防法の一部改正法案、その他

五一一 社会保険審議会(總議会)

1. 健康保険法、日雇労働者健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正案  
2. 生年金保険法及び船員保険法の一部改正案  
3. 政府基準健康保険の保険料率の引上

五一二 辛二十六回社会保険審議会

1. 健康保険法、日雇労働者健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正案  
2. 生年金保険法及び船員保険法の一部改正案  
3. 政府基準健康保険の保険料率の引上

五二四

社会保険制度審議会(總議会)

健康保険法の改正案

五二五 社会保険審議会

健康保険法の改正案

五二六 社会保険制度審議会(總議会)

健康保険法の一部改正案

五二七 社会保険制度審議会(總議会)

健康保険法の一部改正案

五二八 社会保険制度審議会(總議会)

健康保険法の一部改正案

五二九 社会保険制度審議会(總議会)

健康保険法の一部改正案

五三〇 社会保険制度審議会(總議会)

健康保険法の改正に対する答申

五三一 社会保険制度審議会(總議会)

社会保険各法の改正に対する答申

六四臨時医療保険審議会(小委員会)

社会保険審議会

医療保険に関する諸問題

六五臨時医療保険審議会(小委員会)

社会保険審議会

医療保険に関する諸問題

六六社会保険制度審議会(小委員会)

社会保険審議会

医療保険に関する諸問題

六七社会保険審議会

社会保険審議会

医療保険に関する諸問題

七一八

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七二九

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七三〇

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七三一

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七三二

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七三三

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七三四

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七三五

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七三六

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七三七

社会保険審議会(小委員会)

医療保険に関する諸問題

七三八社会保険審議会の運営

当面の諸問題

社会保険審議会の運営

社会保険審議会の運営

社会保険審議会の運営

社会保険審議会の運営

二二九	社会保険審議会	第三十九回社会保険審議会 (小委員会)
二三〇	臨時医療保険審議会	医療保険に関する諸問題
二三一	社会保険審議会	健康保険、船員保険制度(疾病保険部門)の 検討
二三二	社会保険審議会	健康保険、船員保険制度(疾病保険部門)の 検討
二三三	社会保険審議会	健康保険、船員保険制度(疾病保険部門)の 検討
二三四	社会保険審議会	健康保険、船員保険制度(疾病保険部門)の 検討
二三五	社会保険審議会	健康保険、船員保険制度(疾病保険部門)の 検討
二三六	社会保険審議会	健康保険、船員保険制度(疾病保険部門)の 検討
二三七	社会保険審議会	健康保険、船員保険制度(疾病保険部門)の 検討
二三八	社会保険審議会	健康保険、船員保険制度(疾病保険部門)の 検討
二三九	社会保険審議会	健康保険、船員保険制度(疾病保険部門)の 検討
二四〇	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)
二四一	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二四二	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二四三	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二四四	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二四五	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二四五	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二四七	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二四八	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二四九	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五〇	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五一	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五二	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五三	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五四	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五五	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五六	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五七	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五八	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二五九	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)
二六〇	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)

三〇、二二二 社会保険審議会（懇談会）

一三、二二三 社会保険審査会

一三、二二六 社会保険審議会（懇談会）

一三、二二七 中央社会保険医療協議会

一三、二二八 中央社会保険医療協議会

一三、二二九 中央社会保険医療協議会

一三、二二一 中央社会保険医療協議会

一三、二二二 中央社会保険医療協議会

一三、二二三 中央社会保険医療協議会

一三、二二四 中央社会保険医療協議会

一三、二二五 中央社会保険医療協議会

一三、二二六 中央社会保険医療協議会

一三、二二七 中央社会保険医療協議会

一三、二二八 中央社会保険医療協議会

一三、二二九 中央社会保険医療協議会

一三、二二一 中央社会保険医療協議会

一三、二二二 中央社会保険医療協議会

一三、二二三 中央社会保険医療協議会

一三、二二四 中央社会保険医療協議会

一三、二二五 中央社会保険医療協議会

一三、二二六 中央社会保険医療協議会

一三、二二七 中央社会保険医療協議会

一三、二二八 中央社会保険医療協議会

一三、二二九 中央社会保険医療協議会

一三、二二一 中央社会保険医療協議会

一三、二二二 中央社会保険医療協議会

一三、二二三 中央社会保険医療協議会

一三、二二四 中央社会保険医療協議会

一三、二二五 中央社会保険医療協議会

一三、二二六 中央社会保険医療協議会

一三、二二七 中央社会保険医療協議会

一三、二二八 中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

健保・船保の財政対策について当局の説明  
の聴取 檻

三一、二、八  
社会保険審議会  
(船保部会)

船保法の一部改正について

健保、厚年合同部会

健保、厚年法の一部改正化について

二、九

船保部会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一〇

健保、厚年法の一部改正化について

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一一

船保部会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一二

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一二

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一四

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一五

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一六

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一七

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一八

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、一九

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、二〇

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、二一

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、二二

中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

二、二三

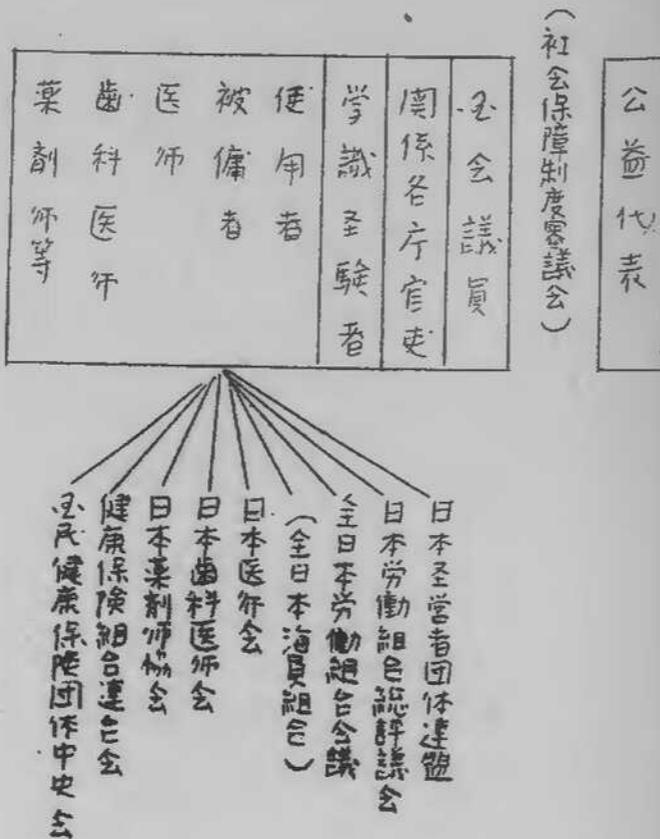
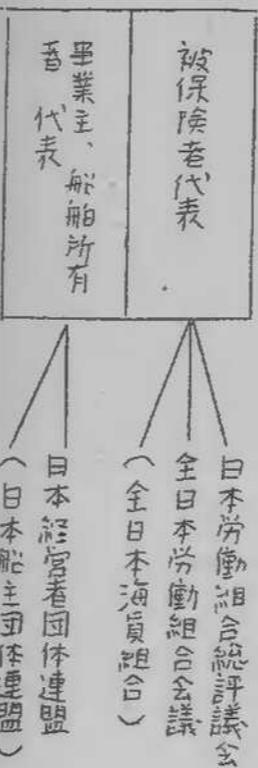
中央社会保険医療協議会

新医療費体系に基づく社会保険診療報酬実数  
表の改正について

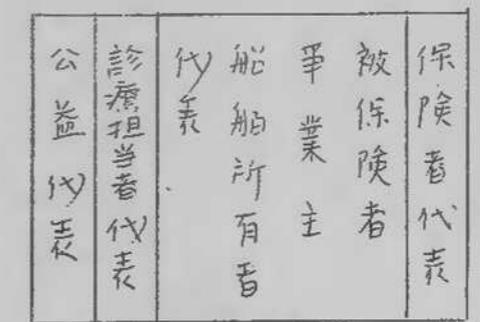
(参考)

保険局においては、

- 一、所管の各保険事業の運営に関する事項で、企画、立法又は実施の大綱に関するものについては、社会保険審議会及び社会保障制度審議会に諮詢し、
  - 二、保険医の指定・取消、指導監督及び診療報酬額等に関する事項については、社会保険医療協議会に諮詢し、
- (社会保険審議会)
- しなければならないが、二点に伴う対外折衝關係は、次のとおりである。



(社会保険医療協議会)



健康保険組合連合会  
日本健康保険団体中央会  
日本労働組合総評議会  
全日本労働組合會議  
(全日本海運組合)  
日本又玄患者団体連盟  
(日本船主団体連盟)  
日本醫師会  
日本歯科医師会  
日本薬剤師協会

## 沿革

終戦後わが国の衛生状態は極度に混乱し、伝染病の発生は極めて多く、特に結核、性病、寄生虫病等の蔓延も著しかつたので、科学的根拠に基いた衛生行政の実施が緊要となつたので、伝染病の予防、治療その他に関し、厚生行政の直結する総合的医学研究を行う機関を設置する要望が熾烈となつた。因つて政府は、これに応え、昭和二十二年五月二十一日厚生大臣の指揮監督の下に、国立予防衛生研究所を設立した。次いで昭和二十三年八月三十一日広島及び長崎にそれぞれ支所を設立し、原子爆弾の影響に関する医学的調査研究を実施することになり現在に及んでいる。

更に昭和二十六年五月十六日わが国は、WHO（世界保健機関）に加盟し、伝染病、風土病その他の疾病的撲滅事業を奨励促進することになつたのであるが、国立予防衛生研究所は、WHOインフルエンザ

センタとして昭和二十六年四月一日に、又WHO地域ボリオセンタとして昭和三十年九月十日に、それぞれ指定され、且つ世界人類の健康水準を達成せしめようとするWHO本来の目的を実現するわが国唯一の研究機關としてその責務を果すことになつた。

## 二 組織及び定員

## イ 組織

厚生省組織規程（昭和二十四年一月二十五日省令第三八号）に基き厚生省の附屬機関として、所長、副所長、庶務課の外に研究部、検定部、試験製造部及び支所として広島、長崎原子爆弾影響研究所とに区分されていたが、昭和二十七年十月一日厚生省令第四十一号、厚生省附屬機関等組織規程の制定に伴い、同規程の才五節での研究所は總務課及び左の十二部並びに附屬図書館、文所とそれぞれ設けてその円滑な運営を期している。

細菌部  
リツケチアウイルス部

第三十八条 賀養生理部においては、代謝及び栄養病理に關する二と五つをさむる。

(栄養化学部)

第三十九条 栄養化学部においては、栄養生化學及び栄養病理に關する二と五つをさむる。

(栄養化學部)

第四十条 食品化學部においては、食品分析、栄養素化學その他食呂化學に關する二と五つをさむる。

(應用食呂部)

第四十一条 應用食呂部においては、有用微生物の生態、病態及び應用並びに食呂加工工、酵母その他食呂の應用に關することをつかさどる。

(栄養改善部)

第四十二条 栄養改善部においては、調理、栄養經育、廚房科學その他食生活の改善に關する二と五つをさむる。

(内郎組合)

第四十三条 調査統計部においては、栄養及食生活の調査及び統計資料の作成並びに栄養の指導及び相談に關する二と五つをさむる。

(第五節 國立予防衛生研究所)

(所長及公副所長)

枝川

# 訂正

訂正理由	撮影ミスの為	
訂正個所	直前の / コマ取消  / コマ再撮影	
訂正年月日	平成 19 年 9 月 26 日	
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。		
撮影者	塙崎伸一郎	印
受託責任者	神奈川県高取市沼210番地 富士写真フィルム株式会社 代表取締役 重隆	印

第三十八条 糟養生理部にあいこは、代謝及び栄養生理に關する二ことをつかさどる。

(栄養化学師)

第三十九条 栄養化学師にあいこは、栄養生化学及び栄養病理に關することをつかさどる。

(栄養化学師)

第四十条 食品化學部にあいこは、食品分析、栄養素化學その他食化學に關することをつかさどる。

(應用食品部)

第四十一条 食品化學部にあいこは、有用微生物の生態、病態及び應用並びに食品の加工、貯藏その他の食品の應用に關することをつかさどる。

(栄養改善部)

第四十二条 栄養改善部にあいこは、調理、栄養經濟、廚房科学などの他食生活の改善に

(栄養改善部)

第四十三条 調査統計部にあいこは、栄養及び食生活の調査及び統計資料の作成並びに

(栄養改善部)

第四十四条 調査統計部にあいこは、栄養及び食生活の調査及び統計資料の作成並びに

(第五節 国立予防衛生研究所)

(所長及び副所長)

枝岡

第四十四条 国立予防衛生研究所に、所長及び副所長一人を置く。  
1 所長は、厚生大臣の指揮監督を受け、所務を掌理する。  
2 副所長は、所長を助け、所長に事政があるときは、その職務を代理する。  
(所員)

第四十五条 国立予防衛生研究所に、所員五置く。  
1 所員は、所長の指揮監督を受け、所務に参画する。  
(内部組織)

第四十六条 国立予防衛生研究所に、総務課及び左の十二部並びに附属図書館を置く。  
1 総務部  
2 病院部  
3 リツケナウイルス部  
4 血液部  
5 結核部  
6 一般検定部  
7 植物質部  
8 寄生虫部  
9 衛生昆虫部  
10 驚異部  
11 食品衛生部  
12 飲食部

病理部  
化学部

(総務課)

第四十七条 総務課においては、職員の人事、公印の管理、文書、会計、物品及公務器に關することその他所の事務を他の主管に屬しないものもつかさどる。

(細菌部)

第四十八条 細菌部においては、細菌に起因する伝染病の病原及び病因の検査並びに予防治療方法の研究、細菌性ワクチンの検査、炭疽、試験的製造及びその検定にツボ及標準品の製造、代用消毒薬品の検定、消毒材料の検査並びにマストワクチンの製造、開発することもつかさどる。

(ヘリッケナーウイルス部)

第四十九条 リッケナーウイルス部においては、リッケナーウイルスに起因する伝染病の病原及び病因の検査並びに予防治療方法の研究並びにリッケナーウイルスはワクチンの検査、炭疽、試験的製造及びその検定に標準品の製造に必要な標準品の製造に關することもつかさどる。

(血清部)

第五十条 血清部においては、免疫血清、免疫及び抗体素の研究、トキソイド及び抗体素の検査、検定、試験的製造及公標准に必要な標準品の製造並びに蛇毒血清の製造に關することもつかさどる。

関するこことつかさどる。

(結核部)

第五十一条 結核部においては、結核の予防治療方法の研究並びに結核の予防治療及診断に必要な生物学的製剤の検査、検定、試験的製造及びその検定に必要な標準品の製造に關することもつかさどる。

(一般検定部)

第五十二条 一般検定部においては、血液製剤その他の主管に属しない生物学的製剤の検査、検定、試験的製造及びその検定に必要な標準品の製造、基準の定められてハる生物学的製剤に関する安全試験、発熱性物質試験及び燃菌試験並びにこれらに関する研究に關することもつかさどる。

(抗生物質部)

第五十三条 抗生物質部においては、抗生物質の研究並びに抗生物質製剤の検査、検定、試験的製造及びその検定に必要な標準品の製造に關することもつかさどる。

(寄生虫部)

第五十四条 寄生虫部においては、寄生虫及び原虫に起因する疾病病原及び病因の検査、予防治療方法の研究並びに駆虫剤の検査及公試験的製造に關することもつかさどる。

(衛生昆虫部)

第五十五条 卫生昆虫部においては、衛生昆虫その他の衛生動物に關する研究並びに蚊虫

剖及心臓病の検査に關するこことつかさどる。

(歎疾師)

第五十一条 歎疾師ドかいでは、人に關係ある歎疾の研究並びに医学用実驗動物の飼育及び健康管理に關することをつかさどる。

(食邑衛生師)

第五十七条 食邑衛生部にあいでは、食邑衛生に關する細菌學的及び生物學的試験検査及び研究に關することをつかさどる。

(病理師)

第五十八条 病理師にあいでは、伝染病その他特定の疾病に關する病理的調査的及び病理組織的研究並びに生物學的製剤等に關する病理的検査に關することをつかさどる。

(化學師)

第五十九条 化學師にあいでは、伝染病その他の特定の疾病に關する生物化學的研究及び基準の定められこいろは生物學的製剤に關する化学試験に關することをつかさどる。

(附屬図書館)

第六十条 附屬図書館においては、図書のしゅ集、保管及び閲覧並びに叢書交換等の雑集に關することをつかさどる。

(支所)

第六十一条 国立予防衛生研究所に、支所を置き、その名稱及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
広島原子爆弾影響研究所		広島県広島市比治山	
長崎原爆影響研究所		長崎県長崎市櫻馬町	

(支所の事務)

第六十二条 国立予防衛生研究所に於ては、原爆影響の影響に關する医学的調査研究に關することをつかさどり。

(所長)

第六十三条 檢疫所に、所長を置く。

2 所長は、厚生大臣の指揮監督を受け、所務を掌理する。

(名稱及び位置)

第六十四条 檢疫所の名稱及び位置は、別表第一の通りとする。

八、内部組織

第六十五條 檢疫所に左の三課を置く。

庶務課

検疫課

衛生課

(庶務課)

第六十六条 庶務課においては、取扱の人事、公印の管理、文書、会計、物置、營繕、統計及び連絡に関する事並びに停留、監視、停泊、離陸禁止及びその解除に関する事、ことこの他所の事務を他の主管に属しないものとつかさどる。

(検疫課)

第六十七條 検疫課においては、取扱、検査、予防接種、入院及び治療に関する事をつかさどる。

三、標準品の基準等

標準品とは、生物学的製剤又は抗原性の質及びその製剤の検査及び  
検定に必要なものであつて、これを等の物質製剤の価、単位を測る  
ために用いる日本における原器（スタンダード）をいう。

〔例〕を挙げれば、常用標準ジフテリア抗毒素、全ジフテリアトキソイ  
ド、全破傷風トキソイド、全破傷風抗毒素等は、国際的な原器（粉  
末かデンマーク國のコベニハーゲンにある國立血清研究所に保管さ  
れてある、これがWHOの基準によるものである。

標准品は、少くとも一年一回、研究所の原器から分取（液状にして  
るもの）を受け、これに等しい量を有する日本の原器を規定して、いる  
ものである。

一小か量ちが、謂標厚<sup>シマツ</sup>脂である。こぼらの標厚<sup>シマツ</sup>脂は乾燥して粉末で保存(カ価を維持するため)しておくが、外部へ令よするへ使用する際は液体として用いている。液体にすると三<sup>三</sup>日<sup>三日</sup>しが有効で有り、<sup>有効</sup>で期間が過ぎると酸素する。尙粉末についても常とそのカ価を維持しておく必要があるため常ヒカ価を測定してい。

## 昭和29年度標準品製造実績(実績)及予算額

製造品目品	昭和29年度製造量	販売額	備考	
			(単)	(単)
標準洋酒 潤滑液 計	30組	1,317	439	
白日吹ワフラン	500cc	13,958	11,166	
給油用ツベルクリン瓶瓶液	5,000cc	21,870	24,870	
" フラリナ 抗毒素	15g	20,607	19,691	
破傷風抗毒素	15g	22,263	22,221	
" 血液型判定用血清	100ml	1,028	1,028	
ガスエッセンス	10g	58,887	0	
ジフラリナトキシド	2,000cc	15,170	0	
破傷風トキシド	1,000cc	4,107	0	
アセチル硫酸鈉抗毒素	1,000cc	1,959	0	
アセチル硫酸鈉抗毒素	1,000cc	3,215g	0	
カルシウム標準液(中和試験用)25ml	30cc	9,777	6,518	
" CCCA標準液用ワフラン	30cc	11,087	7,387	
白日吹標準比浊度	100組	4,902	0	
標準液 ベニヒニン	100本	24,731	24,731	
ズレアリスイシン	100本	6,210	3,105	
ビドロストレート243ml	200本	29,942	29,942	
コラムナエニカル	40本	18,160	4,540	
日本醸造ワフラン	500cc	29,460	0	
その他 製造薬品		2,190,966	厚生省認定法第19條カラ複数の規定に於ける べたりの外、此を除き他該種。	
合計		23,160,000		

-13-

○一九二〇年五月

### 官立試驗場、沿革の概要

國立農業試驗所、沿革は、明治7年3月文部省所管として設立し、水戸東京公司場にて、明治11年7月文部省より内務省に移管され、明治20年5月に衛生試驗所官制が公布された。東京衛生試驗所と改められ、(内務省衛生試驗所)。

大正3年11月一次改組の大歴當時、輸入杜絶となり、運送貯蔵の停止。同年10月临时衆議院提出の農法研究、製革業者指導による運営に貢献した。

大正11年4月、新本拠地新築試験場の草創の内務省より移管された。

革用植物栽培試驗部と改め、その試驗園場と培養室の壁間に設置した。

昭和12年1月厚生省誕生の際に、内務省より厚生省へ移管された。

### 國出組

昭和24年4月大阪分室(新設)、西日本に属する医薬品試験、検査を分担せしむる。

昭和25年5月厚生省設置の基礎、國立衛生試驗所と改称し、

同年10月度務課監督会の監督試験研究室と、新本拠地(大阪支所)が定められた。

又、革用植物園(10ha)、昭和20年以後新東山新設場(10ha)新設、昭和16年

1月大阪衛生試驗所革用植物試驗部(12段屋土木施設)、昭和24年5月改称して

(新本拠地)、昭和23年4月伊豆新設場(10ha)、昭和29年11月鹿児島新設場(10ha)、昭和23年4月新本拠地、食料、肥料、土壤、衛生組合、基礎工事、特殊種

用植物園及び新設支所、計10ha、昭和23年12月11日

第十節 國立衛生試驗所

(所長)

第八十九条 國立衛生試驗所に、所長を置く。

第二、所長は、厚生大臣の指揮を受け、所務を掌理する。

(内部組織)

第九十条 國立衛生試驗所に、總務課及び次の十部並びに薬用植物園を置く。

公定書外医薬品部

特殊医薬品部

生藥部

環境衛生化字部

食品部

ビタミン化學部

衛生細菌部

藥理部

(總務課)

第九十一条 総務課においては、職員の人事、公印の管理、文書、会計、物品、機器及び圖書に関する事項その他所の事務を他の主管に属しないものきづかざる。

(公定薬医薬品部)

第九十二条 公定薬医薬品部においては、公定書に收められてゐる医薬品、生物学的製剤及び放射性物質を除く。次条、第九十条の七及び第九十四条の八に於て以下同じ。)の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(公定薬外医薬品部)

第九十三条 公定薬外医薬品部においては、公定書に收められてゐる医薬品、毒物及び劇物の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(特殊薬品部)

第九十四条 特殊薬品部においては、木ルモン、麻薬、大麻、覚せい剤、あへん及ぶけしがうハ試験、検査、試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(生薬部)

第九十五条 生薬部においては、生薬及び生薬製剤の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(医薬品部)

第九十六条 力三 医薬品部においては、用具及衛生材料の試験、検査及び試験的製造並みにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(環境衛生化学部)

第九十七条 力四 環境衛生化学部においては、空気、水、温泉等に關する試験及び検査並びに化薬品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(食品部)

第九十八条 力五 食品部においては、食品添加物、器具、容器包装等及びこれらに附加又は混入してゐる要物並びに食中毒検査の試験及び検査、栄養生理的試験及び検査を除く。次条に於て同じ。)並びに添加物の試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(ビタミン化学部)

第九十九条 力六 ビタミン化学部においては、ビタミン類の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(衛生細菌部)

第九十条 力七 衛生細菌部においては、医薬品、用具、化粧品、食品、添加物、器具、容器包装等及び空気、水、温泉等に關する衛生細菌学的試験及び検査並びにこれらに

必要を研究に關することをつかことある。

（薬理部）

第九十四条の八 薬理部においては、医薬品、用具、化粧品、毒物、劇薬、食呑、漆器、器具包装等に關する薬理學的試験及公衆並公にこれらに必要及研究に關することをつかことある。

（薬用植物園）

第五十五条 薬用植物園においては、薬用植物の栽培及び品種の改良並公に種苗の育成及び配布に關することをつかことある。

（支所）

第五十六条 國立衛生試験所に、支所を置く。

2 支所の名称及公位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
國立衛生試験所大阪支所	大阪府大阪市東淀川区坂町		

（名称及公位置）

第五十七条 國立光明園の名称及公位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
國立東京光明園	東京都杉並区西橋		

（名称及公位置）

第五十八条 國立光明園の名称及公位置は、左の通りとする。

現行製造してある標準品の種類及<sup>スル</sup>年間製造量

品目	単	12	昭和29年度 (昭和30年度 (304-314))
イソシユリン	/ 箱	(20mg入り/5g)	7 45
肝油	/ 箱	(1g(100ml相当)入り/10g)	108 122
ジキタリス	/ 箱	(1g入り3粒)	0 21
ビタミンB <sub>1</sub> 液	/ 箱	2cc(1mg)入り/10g	250 250
B <sub>2</sub>	/ 箱	200mg入り/5g	100 100
C	/ 箱	10mg入り/2g	59 60
アル下量	/ 箱	10mg入り/1g	72 72
安息香酸エストラゲン	/ 箱	20mg入り/1g	50 0
エストラジオール	/ 箱	20mg入り/1g	55 0
チエナレスチルベノロール	/ 箱	20mg入り/1g	50 0
テクネシコカルチコステロアクト	/ 箱	10mg入り/1g	50 0
テストローテストロネット	/ 箱	10mg入り/1g	50 0
ビタミンB <sub>1</sub>	/ 箱	200mg入り/1g	100 0
B <sub>1</sub>	/ 箱	250mg入り/1g	50 0
70%ゲトロ	/ 箱	10mg入り/1g	50 0

標準品とは、化学的、物理学的又は生物学的方法によつて薬品を検定するとき、検定の正確性を保つ一定の期満止の比較用の基準品をいふ。

各試驗場の人員、業務及びその特殊性トドリテ

事務官	技官	雇人	(臨時)	春日部	伊豆	和歌山	種子島
一	一	九		(十五)	(八)	(五)	
		五	二		一		
			二		一		
			(三)				
			(六)				

(2) 事務内容

仙菜用植物の生産收穫  
調査時威並に栽培指導  
及び試験研究

④ 菜園植物の育種改良  
増収並に品質向上及  
栽培試験

⑤ 菜園植物。種苗集  
配布。生菜等販賣等  
の標準作成及び調査

⑥ 菜用植物の生産及  
調査時威並に栽培  
指導及公研共標準作成  
⑦ 溫室植物の保育増殖  
各種栽培試験

⑧ 溫室植物。保育増殖  
並に温室内の全般的  
管理及び園場における  
各種栽培試験

⑨ 全般的な暖地性菜用植  
物の栽培試験を主とし  
て行はれ、特に人手の施  
行以来ケシ、栽培試験  
を主眼とてある。

⑩ 热帶性及び亞熱帶性菜  
用植物の栽培試験研究  
を行つたため平川四口、九州  
周辺、即ち地方と共に  
和歌山県の代表的な地  
方とされ、未だりてより  
昭和二十一年八月人法施  
行によりて行政上省す  
る所大なりしめりて、ために  
は「歴史的地理的條件は  
全く適当」であつて平地以  
降に於て栽培不能なる亞  
熱帶性植物の栽培試験、  
寒地性に応えず、栽培不能  
なるものである。

現在は特にビタミンA、  
レモングラスやコカユーリ  
等研究中である。

三、東京都以外の地に置かねばならぬ理由

東京近郊の中間位置  
地理的條件は一般車  
用植物の栽培に適し、海  
港、空港は約一五〇種  
の日本産及び外口産農  
業植物を栽培し、また  
大規模な表角、サニティ  
原科、植物等にハ方類  
栽培には特殊工芸共  
に通して下り且約四十年  
の圃場に於て始めて有  
効なる目的達成を  
見もつてゐる。

所在地	敷地	建物	在地	大字	面積
埼玉県春日部市	大字 細壁	六四〇坪	三六五坪		
静岡県駿河郡南伊豆町	字下賀茂	二二四六坪	一八四坪		
和歌山县高郡川辺町	大字 土生	七四九坪	一四八坪		
鹿児島県熊毛郡 中種子町野間		四五〇〇坪	一一七坪		